

毎月15日までの会費納入に、  
ご協力をお願いします。

会計 山崎 孝亀

# 春日井民商だより

春日井民主商工会発行

TEL 0568-81-1482

FAX 0568-81-9756

http://kasugaiminsyo.st1.jp



## 愛知県内全域に再び緊急事態宣言

### 緊急事態宣言の要請内容

(春日井市の場合)

対象期間：8月27日(金)～9月12日(日)

対象地域：愛知県内全域

要請内容：

酒類・カラオケの提供⇒中止

時短・休業⇒下表の通り

従来の営業時間が午前5時～午後8時の間で、酒類またはカラオケ設備を提供している飲食店	休業すれば申請対象 ※酒類とカラオケの提供をやめただけでは申請対象外
従来の営業時間が午前5時～午後8時を超える飲食店	酒類とカラオケの提供をやめ、午後8時までの時短営業または休業すれば申請対象

交付額：1日あたり4万円の予定

申請期限：未定

※ご不明な点は事務所までご相談ください。

中小自営業者からは悲鳴が  
新型コロナウイルス感染症拡大の勢いが止まりません。事業者からは、「イベントで屋台を出店しているが、イベントが中止になり仕事がまったくない」「売上が激減しているが、月次支援金の対象となるほどではなく厳しい」「月次支援金を申請しているが、審査にも時間がかかり、月10万円では厳しい」など、切実な声が上がっています。

このような中、政府は、8月27日から9月12日まで、愛知県全域に「緊急事態宣言」を発令しました。内容は左図の通りです。

愛知県への「緊急事態宣言」の発令は5月以来で、昨年からの通算で4度目となり、「五輪を強行開催したからこういふことになる。政府の無策だ」など憤りの声も出ています。

「まん延防止等重点措置」とどう変わるの？

「緊急事態宣言」では、「まん延防止等重点措置」と異なり愛知県全域が対象となります。飲食店の場合、午後8時までの営業・酒類の提供禁止・カラオケ設備の利用禁止が条件となります。「まん延防止等重点措置」では協力金支給対象外だった昼のみ営業のカラオケ喫茶も休業すれば支給対象です。

### 今年も班長研修会を開催します！

「仲間と親睦を深めることができ勉強になる」と毎年好評の班長研修会を今年も開催します！

(「三密」を避けた形で計画しています)

場所：ニューハートピア温泉  
ホテル長島

日程：10月16日(土)～17日(日)

16日(土) 12時30分 事務所出発

17日(日) 正午まで(昼食後解散)

### 秋の簿記教室スタート！

とき：9月16日(木)～

毎週木曜14時～16時

(※9月23日は祝日のためお休みします)

ところ：民商事務所2F

※この日程が難しいという方は、ご相談ください。

協力金8月8日～8月26日分の申請受付がはじまりました

愛知県感染防止対策協力金8月8日～8月26日分の申請受付が始まっています。申請期限は10月22日(金)までです。該当する会員には申請書を送付します。

月次支援金は9月分まで支給対象月になりました

昨年または一昨年と比較して同月の売上が50%以下になった場合に支給される「月次支援金」は、9月分も対象となりました。申請期限は対象月の2ヶ月後の月末です。詳しくは先週号の『民商だより』にも掲載していますのでご確認ください。

受給できるものは支給し、減免できるものは減免して、営業と暮らしを守りましょう。

### 今年も岡山から《ぶどう》の便りが届きました

元南支部長の伊藤さんから今年も「《ぶどう》が色づいてきた」とのお知らせが届いています。

2キロで4,000円です。

希望の方は直接電話で注文してください。

☎090-8736-6800(伊藤)まで

